令和７年度　府中市サッカーリーグ実施要項
府中市シニアサッカーリーグ（O-40 / O-50 / O-60）

大会名称　府中市サッカーリーグ･府中市シニアサッカーリーグ（O-40、O-50、O-60）
主　催　府中市サッカー連盟
会　場　府中市郷土の森サッカー場、府中市是政運動広場、朝日フットボールパーク

参加資格

（１）一般の部
　①　府中市に在住、在勤及び在学している者で、１６歳以上で構成されたチーム。
　②　チーム代表者は、２０歳以上の者とする。
（２）シニア（O-40）の部
　①　府中市に在住、在勤している者
　②　**1986 年４月１日以前に生まれた者（2025 年４月１日時点で満年齢 39 歳以上の者）**
（３）シニア（O-50）の部
　①　府中市に在住、在勤している者
　②　**1976 年４月１日以前に生まれた者（2025 年４月１日時点で満年齢 49 歳以上の者）**
（４）シニア（O-60）の部
　①　府中市に在住、在勤している者
　②　**1967 年４月１日以前に生まれた者（2025 年４月１日時点で満年齢 59 歳以上の者）**
（５）上記（1）～（4）の規定のほか、次の各号に該当するチーム及び選手は参加を制限する。
　①　地域リーグ（社会人・大学リーグ）より上部リーグに登録している選手
　②　連盟に出場を停止されている選手とチーム
（６）連盟で認めた選手およびチームについては参加を認める。
（７）女子の出場を認める。
（８）登録選手の年齢起算日は、2025 年４月１日付とする。
（９）チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。
（１０）チームに割り当てられた当番及び審判について、責任もって務めること。

競技方法及び規則

（１） 試合方法は、一般（１・２部）及びシニア（O-40、O-50、O-60）と部門別にリーグ戦方式とする。ただし、参加チーム数により複数ブロックによるリーグ戦ののち順位決定戦を行う場合がある。

（２） 試合時間は、**一般（１部）については 70 分（インターバル 10 分）**とし、それ以外のカテゴリについては 60 分（インターバル 10 分）とする。ただし、シニア（O-50、O-60）については、50 分（インターバル 10 分）とする。

（３） 試合中の選手交替は、当日登録の選手の中から１部及び２部については、随時８人とし、シニア（O-40、O-50、O-60）については、随時１１人とする。尚、シニア（O-40、O-50、O-60）については、**再交代**（＊交替して退いた選手の再出場）を認める。ただし、選手は前後半それぞれ１回の出場に限る。

（４） 試合成立人数は、試合開始時に７人以上とし、11 人に満たない場合は交替選手の中から随時追加出場できる。ただし、追加出場した選手は、交替選手の数に含まれる。

（５） 試合中脳震盪または脳震盪と疑われる事象が発生した場合に限り交代した選手の再出場を認める。

（６） この条の規定のほかは、当該年度の（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずる。

参加人数

（１） 参加人数は、１チーム 40 人以内とする。ただし、40 人に達していないチームにおいて追加を認め、当該年度の**５月１日以降**は、随時登録変更を認める。

（２） チーム役員として、代表者、評議員、補佐をおき、試合参加する場合は選手登録票の選手欄へも必ず記入すること。

（３） 選手の追加及び変更する場合、追加及び変更する選手が出場する試合の前までに、所定の手続きをもってリーグ運営委員会事務局の承認を得なければならない。

順位決定

（１） リーグ戦の勝ち点は、次のとおりとする。

① 【勝　ち】３点 【引き分け】１点

② 【負　け】０点 【不戦敗】－１点又は－３点（不戦敗における点数は「０対**３**」）

（２） 試合当日２週間前までに、試合ができない旨の申し出があった場合、勝点－１点はつけないものとする。また試合当日における不戦敗は勝点－３点とする。

（３） 順位の決定は、勝点により決定する。同点の場合は、①得失点差　②総得点　③該当チームの対戦間の勝者**④懲戒罰の数の順**で決定する。

（４） 上記（３）で、対戦間同士が引き分けで、優勝並びにリーグ昇格及び降格に係わる場合は、決定戦を行う。

（５） 上位リーグへの昇格及び降格は、１部の下位２チームと２部上位２チームの間で自動入替えとする。

（６） リーグのチーム数が少なくなった場合、リーグ参加のチーム数で読み替えることとする。

懲罰

（１） 本リーグは、公益財団法人日本サッカー協会『懲罰規定』則り、規律委員会を設ける。

（２） 本リーグの規律委員会は、府中市サッカー連盟の規律委員会とする。

（３） 本リーグ期間中に警告の累積が　２回に及んだ選手は、自動的に次の１試合に出場できない。

（４） 本リーグにおいて退場を命じられた選手・チーム役員は、自動的に次の１試合に出場できず、それ以降の処置については、規律委員会において決定する。

（５） 本リーグ実施要項の記載事項に無い懲罰に関する事項は、規律委員会にて決定する。

罰則及び失格

（１） 次の各号のいずれかに該当するチームは、罰則を負うものとする。

① 試合開始時間に出場選手が６人以下のチーム

② 未登録の選手が試合に出場したチーム

③ メンバー表を未提出のチーム

④ 選手登録票を不携帯のチーム

⑤ 審判を怠ったチーム（人数不足・遅刻等、試合運営に影響を及ぼした場合を含む）

⑥ 当番を怠ったチーム（試合結果登録遅れを含む）

（２） （１）項①から④に該当したチームは、その試合は当日における不戦敗とし、０対３で負け、勝点－３点とする。

（３） （１）項⑤を当該年度中２回行ったチームは、それ以後の試合はできるが当該年度の全試合の勝点は没収とする。

（４） （１）項⑥を当該年度中３回行ったチームは、それ以後の試合はできるが当該年度の全試合の勝点は没収とする。

（５） （２）項の不戦敗を２回行ったチームは、それ以後の試合はできるが、当該年度の全試合の勝点は没収とする。

（６） （３）～（５）項対象チームの、次年度へのリーグ参加については、理事会により参加可否を決定する。

その他

（１） 一般（１部）及びシニア（O-40、O-50）の優勝チームは、以下大会への出場権を与えるものとする。

① 都民体育大会 【一般】

② 三多摩大会 【一般、O-40、O-50】※

※ 三多摩大会について、前年度優勝チームへ自動的に出場権が与えられる場合、優勝に準ずるチームに対し出場権を与えるものとする。

（２） 一般（1部）の優勝に準ずるチームに対し、区市町サッカー選手権大会への出場権を与えるものとする。

（３） シニア（O-40、O-50）の優勝に準ずるチームまたは当連盟が認めたチームに対し、都民生涯スポーツ大会への出場権を与えるものとする。

（４） シニア（O-60）については招待チームを除き、優勝または準ずるチームが、三多摩サッカー大会（O-60）への出場権を有する。

（５） 各チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。
万一の事故・ケガについては、各チームで責任をもって対処し、当連盟では一切の責任を負わない。

（６） 本実施要項に関し、必要な事項は連盟が別に定めることができる。

以上